

小金井市農業委員会委員候補者の推薦及び募集要領

1 【推薦及び募集の対象】

農業委員会委員候補者

2 【推薦及び募集の期間】

令和8年1月16日から同年2月27日まで

3 【被推薦者及び応募者の資格】

推薦を受け、又は応募できる方は、農業委員会等に関する法律第8条第1項（農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に關しその職務を適切に行うことができる者）の規定に該当すると認められる方で次のいずれにも該当する方です。

- (1) 農業委員会等に関する法律第8条第4項各号（破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者）に該当しない方
- (2) 小金井市の職員でない方
- (3) 法令等により農業委員会委員との兼職が禁止されている職にない方

4 【推薦又は応募の方法】

該当する推薦書又は応募申込書に所要事項を記入し、記名押印又は署名押印の上、提出してください。

- (1) 提出方法 持参又は郵送
- (2) 提出先 小金井市役所第二庁舎4階 農業委員会事務局
- (3) 受付時間 午前9時から午後5時まで（土曜日、日曜日、祝日は郵送での受付）
- (4) その他
 - ア 電子メール及びFAXによる提出は受け付けません。
 - イ 提出された推薦書及び応募申込書は返却しませんので御了承ください。
 - ウ 法律等の規定により推薦書及び応募申込書に記載された事項は、住所を除き、全て公表の対象になりますので御承知願います。

5 【候補者の選考】

候補者評価委員会を設けて候補者を選考します。なお、必要に応じて面接等を実施する場合があります。

6 【選考結果の通知】

選考結果は、候補者評価委員会の決定後に本人宛てに郵送通知します。

7 【個人情報の取扱い】

推薦又は応募により取得した個人情報については、保護・管理に十分留意するとともに、候補者の選考以外の目的に使用することはありません。

8 【定数】

農業委員会委員 14人

9 【任期】

令和8年7月20日から令和11年7月19日まで

10 【職務】

農地転用、農地の無断転用の防止・解消などの農地法（昭和27年法律第229号）等に基づき農業委員会の権限に属する事項についての審議等のほか、農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の防止・解消などの農地の利用の最適化に関する事項についての審議等が主な職務となります。会議は毎月1回程度の開催となります。また、必要に応じ研修会等に出席していただく場合があります。

さらに、市内担当地区における農地の無断転用の防止・解消などを図るための調査等が主な職務となります。

11 【身分及び報酬額】

地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2及び特別職の給与に関する条例（昭和31年条例第22号）に基づき報酬を支給します。

12 【問合せ先】

〒184-8504 小金井市本町六丁目6番3号

小金井市役所第二庁舎4階 農業委員会事務局

電話 042-387-9882 FAX 042-386-2609

メール g050199@koganei-shi.jp

小金井市農業委員会委員の業務概要

1 農業委員会とは

農業委員会等に関する法律に基づき各市区町村に設置された独立行政委員会

2 農業委員会業務とは

農業委員会等に関する法律第6条に規定する所掌事務を処理する。

第6条 農業委員会は、その区域内の次に掲げる事項を処理する。

(1) 農地法その他の法令によりその権限に属させられた農地等の利用関係の調整に関する事項並びに特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律（平成5年法律第72号）、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律（平成19年法律第48号）及び農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律（平成25年法律第81号）によりその権限に属させられた事項

(2) 土地改良法（昭和24年法律第195号）その他の法令によりその権限に属させられた農地等の交換分合及びこれに付随する事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、法令によりその権限に属させられた事項

2 農業委員会は、前項各号に掲げる事項を処理するほか、その区域内の農地等の利用の最適化の推進（農地等として利用すべき土地の農業上の利用の確保並びに農業経営の規模の拡大、耕作の事業に供される農地等の集団化、農業への新たに農業経営を営もうとする者の参入の促進等による農地等の利用の効率化及び高度化の促進をいう。以下同じ。）に関する事項に関する事務を行う。

3 農業委員会は、その区域内の次に掲げる事項に関する事務を行うことができる。

(1) 法人化その他農業経営の合理化に関する事項

(2) 農業一般に関する調査及び情報の提供

4 前2項の規定は、第2項に規定する農地等の利用の最適化の推進に関する事項及び前項各号に掲げる事項に関する市町村長その他の市町村の執行機関の法令（条例を含む。）の規定に基づく権限の行使を妨げない。

3 小金井市農業委員会における主な業務

(1) 農業委員会総会・・・月1回農地法等に基づく議案の審議

(2) 現地調査・・・・・・・農地法に基づく申請等における現地調査（事務局の依頼に基づき地区担当委員が隨時行う。）

(3) 農地パトロール・・・農地が適正に肥培管理されているかの現地調査

- (4) 生産緑地買取申出に伴う主たる農業従事者の故障事実等確認
- (5) 関係農業団体（東京都農業会議等）における研修及び会議出席
- (6) 小金井市農業祭・・・例年11月に開催

4 農業委員会委員の報酬

会長 月額 67,000円
委員 月額 57,000円

5 農業委員会事務局の所在地

小金井市農業委員会事務局

〒184-8504 小金井市本町六丁目6番3号 小金井市役所内